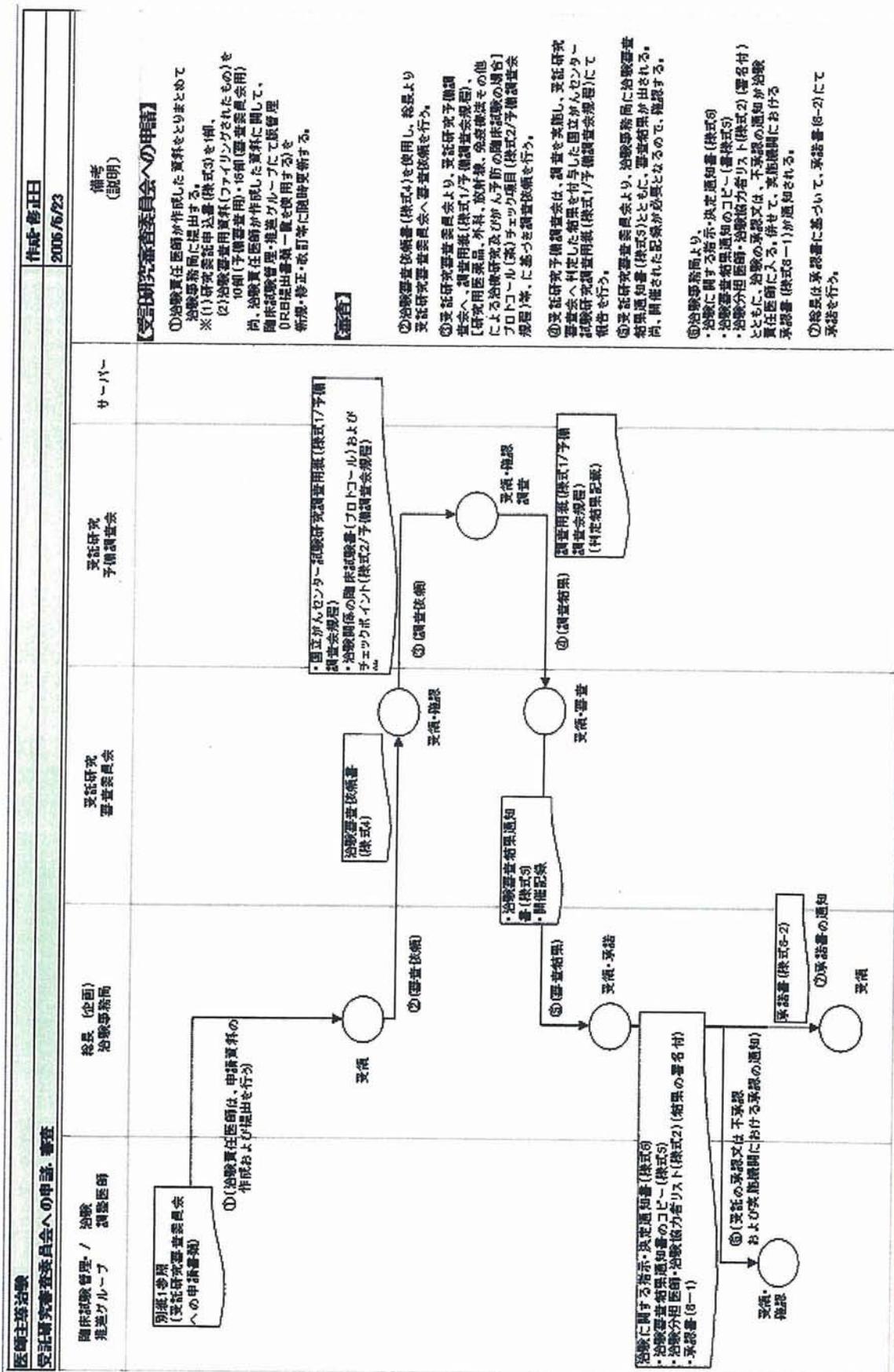


医師主導治験フロー (1/12)



医師主導治験フロー (2/12)

医師主導治験	作成・修正日
IRB申請・審査(提出書類)	2006/6/20

(別紙1)

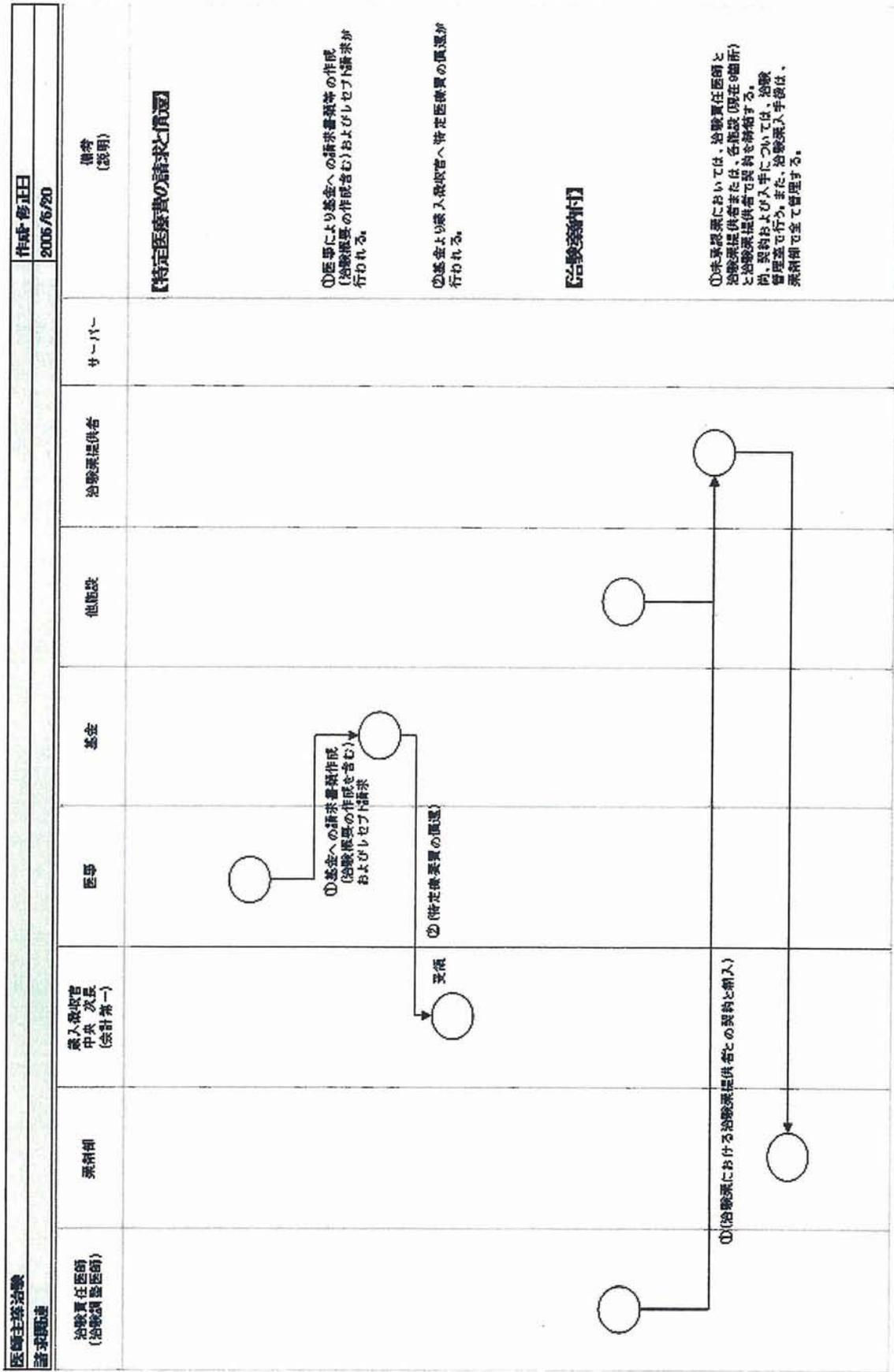
【受託審査委員会への申請書類】

- ・研究申込書(様式3)
- ・治験実施計画書
- ・イマテニブ添付文書
- ・cDNAアレイ付属研究
- ・薬物動態試験ヒッグバーグ大IRB承認書
- NO-GTC Ver.2
- REQST
- ヘルシオン宣言
- ・治験薬概要書
- ・症例報告書(治験調査を含む)
- ・登録票
- ・アゼノ小
- ・服薬日誌
- ・医師主導治験のモニタリングに関わる標準業務手順書
- ・医師主導における審査に関わる標準業務手順書
- ・治験分担医師・治験協力者リスト(新規・継続)(様式2)
- ・治験薬の取り扱い手順書
- ・医師主導治験に係わる標準業務手順書/医師主導治験取り扱い規程
- ・医師主導治験における自ら治験を実施する者に関わる標準業務手順書
- ・治験調整委員会に関わる標準業務手順書
- ・安全性情報に関する業務
- ・費用に関する資料
- ・被験者の補償に関する手順書/補償制度の概要
- ・医師主導治験における直接関係者を伴うモニタリングの受け入れに関する標準業務手順書
- ・医師主導治験における直接関係者を伴う審査の受け入れに関する標準業務手順書
- ・自ら治験を実施する者は治験を中止できる旨を記載した文書
- ・病理中央診断実施手順書
- ・医師主導治験における治験審査委員会標準業務手順書
- ・治験兼任医師・治験分担医師同意書(様式1)
- ・治験実施計画書の作成に関する標準業務手順書
- ・治験薬概要書の作成に関する標準業務手順書
- ・効果安全性評価委員会の標準業務手順書
- ・効果判定委員会標準業務手順書
- ・総括報告書の標準業務手順書
- ・記録の保管に関するSOP(但し、医師主導治験でも対応可能かを確認)
- ・臨床試験データ取扱い(該当時)
- ・登録業務手順書(該当時)

医師主導治療フロー (3/12)

医師主導治療			
規制当局へ治療計画届書の届け			
臨床試験管理・治療 推進グループ 治験医師	他治療施設	医薬品医療機器総合機構	サーパー
<p>①(IRB承認取得後)治療計画届書における情報を提供する</p> <p>②(規制当局へ治療計画届書の届けを行う)</p>			
<p>備考 (説明)</p> <p>【規制当局へ治療計画届書の届け】</p> <p>①他治療施設設の治療責任医師は、IRB承認取得後、治療調整医師へ治療計画届書における情報を提供する。</p> <p>②治療調整医師は、規制当局に治療責任医師の署名で治療計画届書の提出を行う。</p> <p>送付する治療計画届書への添付資料は、下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援研究審査委員会の見解書、実施医療機関の長の承認書等 ・当該治療の英語を科学的に正当と判断した理由を記した文書 ・治療実施計画書 ・インフォームド・コンセントに用いられる説明文書及び同意文書 ・症例報告書の見本 ・最新の治療薬提供書等 <p>※【治療計画届書の提出期限】 治療薬提供者からの治療薬入手予定日又は当該治療の英語入手日の少なくとも31日以上前に届けること。尚、当該届書や規制当局が受理した日から起算して30日を経過した後でなければ治療薬提供者から治療薬を入手し、又は当該治療を実施してはならない。</p> <p>※【治療計画届書提出期限】 届出事項の変更前に治療計画届書毎に届ける。また、変更が生じた6ヶ月を目処としてまとめ届ける。</p>			

医師主導治療フロー (4/12)



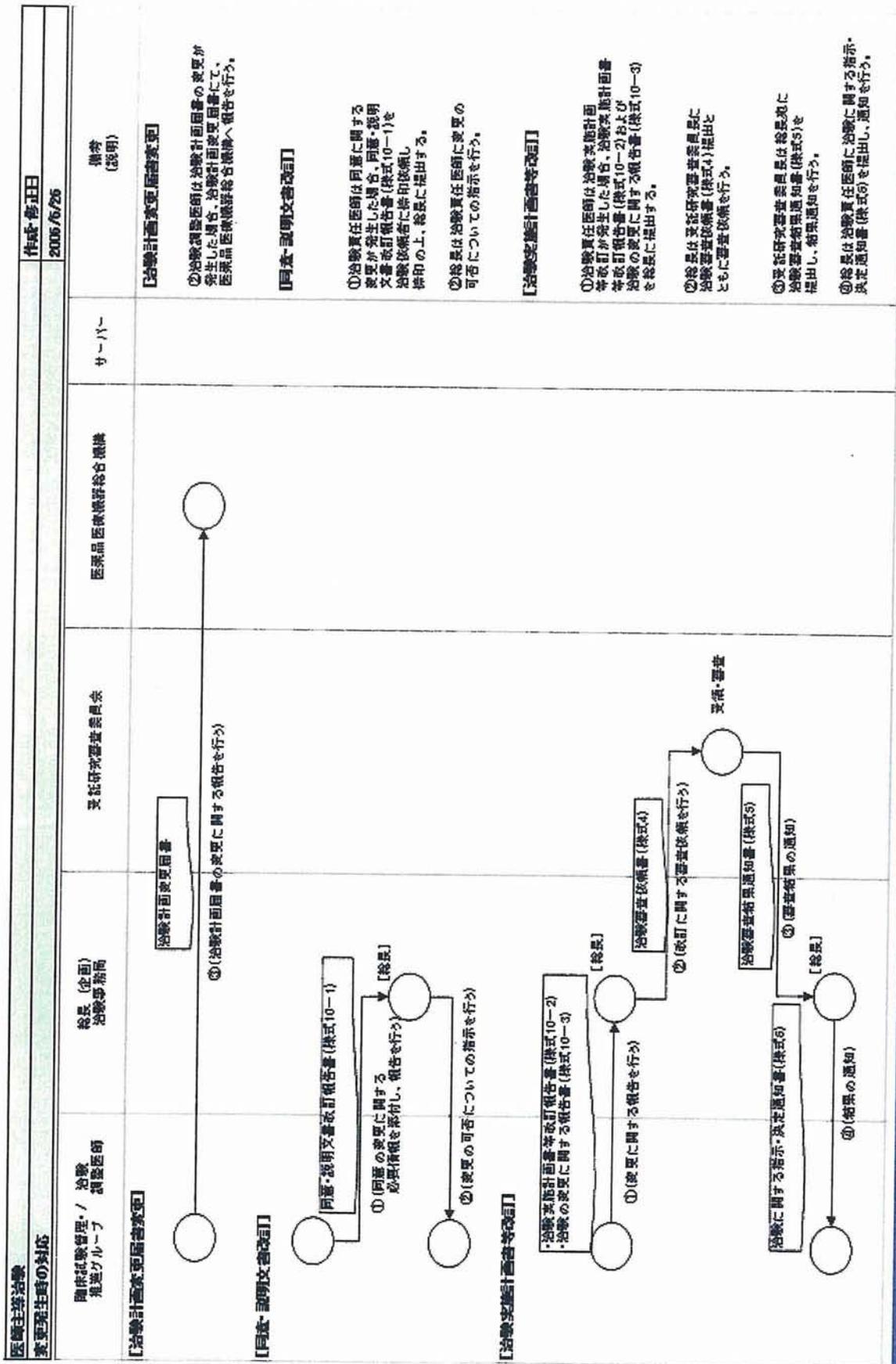
医師主導治験フロー (5/12)

医師主導治験		治療施設		医薬品医療機器総合機構		治療提供者		サーパー	
有言事象発生時の対応		治療施設の長		治療責任医師		治療提供者		サーパー	
<p>臨床試験管理 / 治験推進グループ 調整医師 (加里研究所臨床薬理研究所)</p> <p>【当該治験での有言事象】</p>	<p>②(報告および治験調整医師との意見調整)</p> <p>①(有言事象を報告)</p> <p>③(報告書記係)</p>	<p>①(海外における有言事象および措置の報告)</p> <p>②(報告書記係)</p> <p>③(規制当局へ報告)</p>							
<p>【海外での有言事象および措置報告】</p> <p>①(海外における有言事象および措置の報告)</p> <p>②(報告書記係)</p> <p>③(規制当局へ報告)</p>									
<p>【有言事象発生時の対応】</p> <p>①【がんセンターの場合】 治験責任医師は総長に直轄の有言事象に 関する報告書(様式13A(原発前))または、 有言事象に関する報告書(市販薬臨床試験用) (様式13B(原発後))および該当する場合に 副作用情報等に関する報告書(様式18a)にて 報告する。 【他施設の場合】 治験責任医師は医療機関の長に報告する。</p> <p>②治験調整医師は治験調整の長(がんセンターの 場合は総長)は治験調整医師へ報告し、 意見調整を行う。</p> <p>③治験調整医師は有言事象発生施設以外の 治験責任医師へ報告書提出および意見調整を 行う。治験責任医師は医療機関の長に報告する。</p> <p>④治験調整医師は規制当局および治験調 整報告へ報告を行う。</p> <p>※ 北里研究所臨床薬理研究所はデータ マネジメント業務を行う。</p> <p>①治験調整提供者は海外において有言事象が 発生した際には、治験調整医師に報告 (措置報告書)を行う。</p> <p>②治験調整医師は報告を受けた海外での有言 事象や治験調整施設の治験責任医師へ報告書 提出および意見調整を行う。治験責任医師は 医療機関の長に報告する。</p> <p>③治験調整医師は規制当局へ報告を行う。</p> <p>【医薬品医療機器総合機構への報告期間】 副作用が緊急報告の必要条件下当てはまる 知った日から7日以内の出さる限り早く時期に 医薬品医療機器総合機構へ電話又はFAXで 知らせ、可能な限りの完全な報告書をさらに 5日以内(計15日以内)に提出する事。</p>									

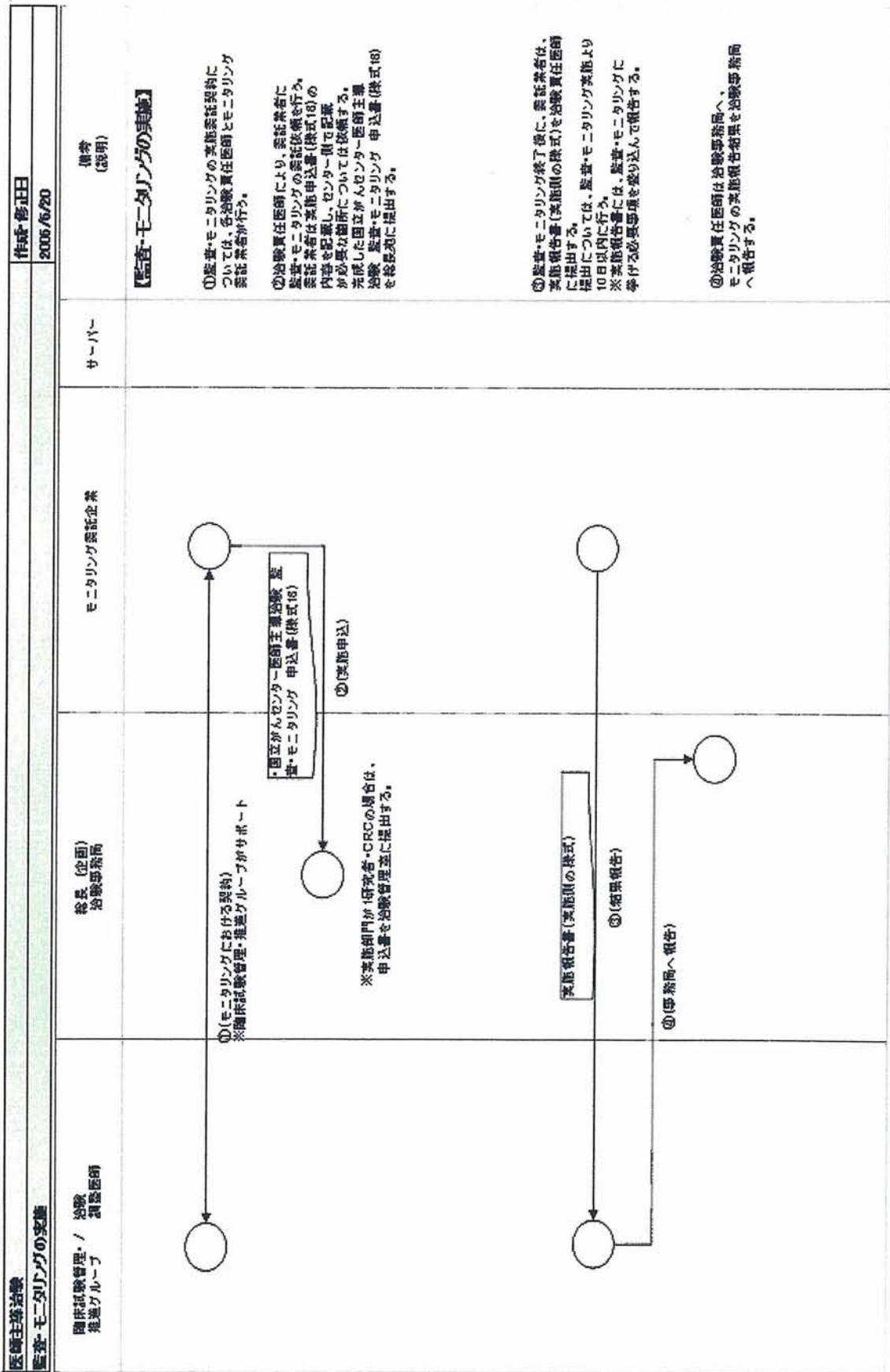
医師主導治験フロー (6/12)

医師主導治験 逸脱発生時の対応		作成・修正日 2005/6/20	備考 (説明)
臨床試験管理 / 治験 推進グループ 調整医師	治験事務局	受託研究審査委員会	サーバー
<p>①(作成した報告書を総長に提出する)</p> <p>※逸脱発生計画からの逸脱(緊急の危険回避の場合を除く)に関する報告書(様式9-1)若しくは、緊急の危険回避のための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書(様式9-2)のいずれかにより、治験実施計画書(様式7)を修正する</p> <p>※緊急の危険回避のための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書(様式9-2)の写し(該当する場合)・治験審査依頼書(様式4)</p> <p>②(修正依頼)</p> <p>[総長]</p> <p>③(審査結果通知)</p> <p>④(指示・決定通知)</p> <p>⑤(審査結果通知)</p> <p>⑥(審査結果通知)</p> <p>⑦(審査結果通知)</p> <p>⑧(審査結果通知)</p> <p>⑨(審査結果通知)</p> <p>⑩(審査結果通知)</p> <p>⑪(審査結果通知)</p> <p>⑫(審査結果通知)</p> <p>⑬(審査結果通知)</p> <p>⑭(審査結果通知)</p> <p>⑮(審査結果通知)</p> <p>⑯(審査結果通知)</p> <p>⑰(審査結果通知)</p> <p>⑱(審査結果通知)</p> <p>⑲(審査結果通知)</p> <p>⑳(審査結果通知)</p> <p>㉑(審査結果通知)</p> <p>㉒(審査結果通知)</p> <p>㉓(審査結果通知)</p> <p>㉔(審査結果通知)</p> <p>㉕(審査結果通知)</p> <p>㉖(審査結果通知)</p> <p>㉗(審査結果通知)</p> <p>㉘(審査結果通知)</p> <p>㉙(審査結果通知)</p> <p>㉚(審査結果通知)</p> <p>㉛(審査結果通知)</p> <p>㉜(審査結果通知)</p> <p>㉝(審査結果通知)</p> <p>㉞(審査結果通知)</p> <p>㉟(審査結果通知)</p> <p>㊱(審査結果通知)</p> <p>㊲(審査結果通知)</p> <p>㊳(審査結果通知)</p> <p>㊴(審査結果通知)</p> <p>㊵(審査結果通知)</p> <p>㊶(審査結果通知)</p> <p>㊷(審査結果通知)</p> <p>㊸(審査結果通知)</p> <p>㊹(審査結果通知)</p> <p>㊺(審査結果通知)</p> <p>㊻(審査結果通知)</p> <p>㊼(審査結果通知)</p> <p>㊽(審査結果通知)</p> <p>㊾(審査結果通知)</p> <p>㊿(審査結果通知)</p>			
			7/13

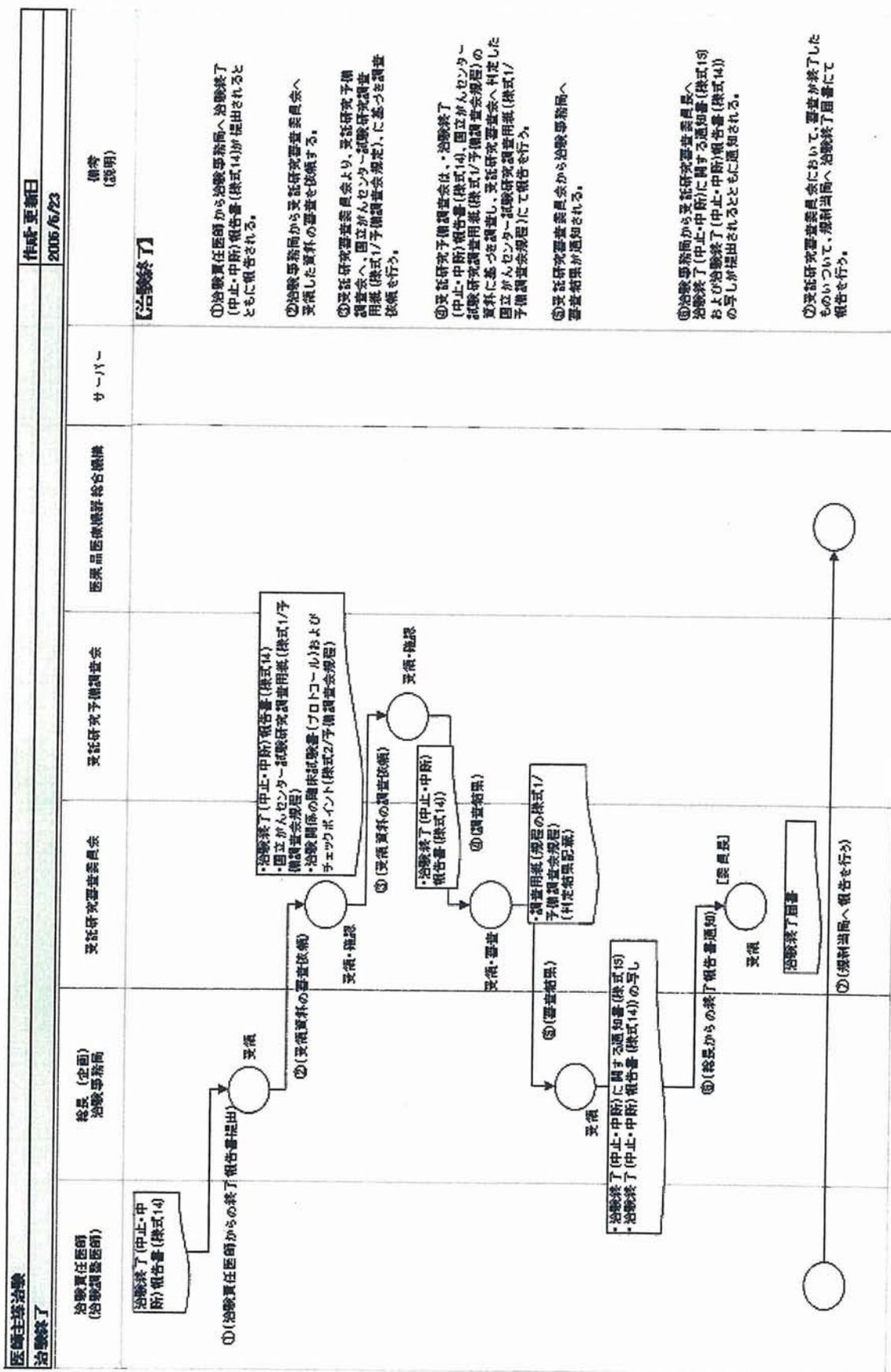
医師主導治験フロー (7/12)



医師主導治験フロー (10/12)



医師主導治験フロー (11/12)



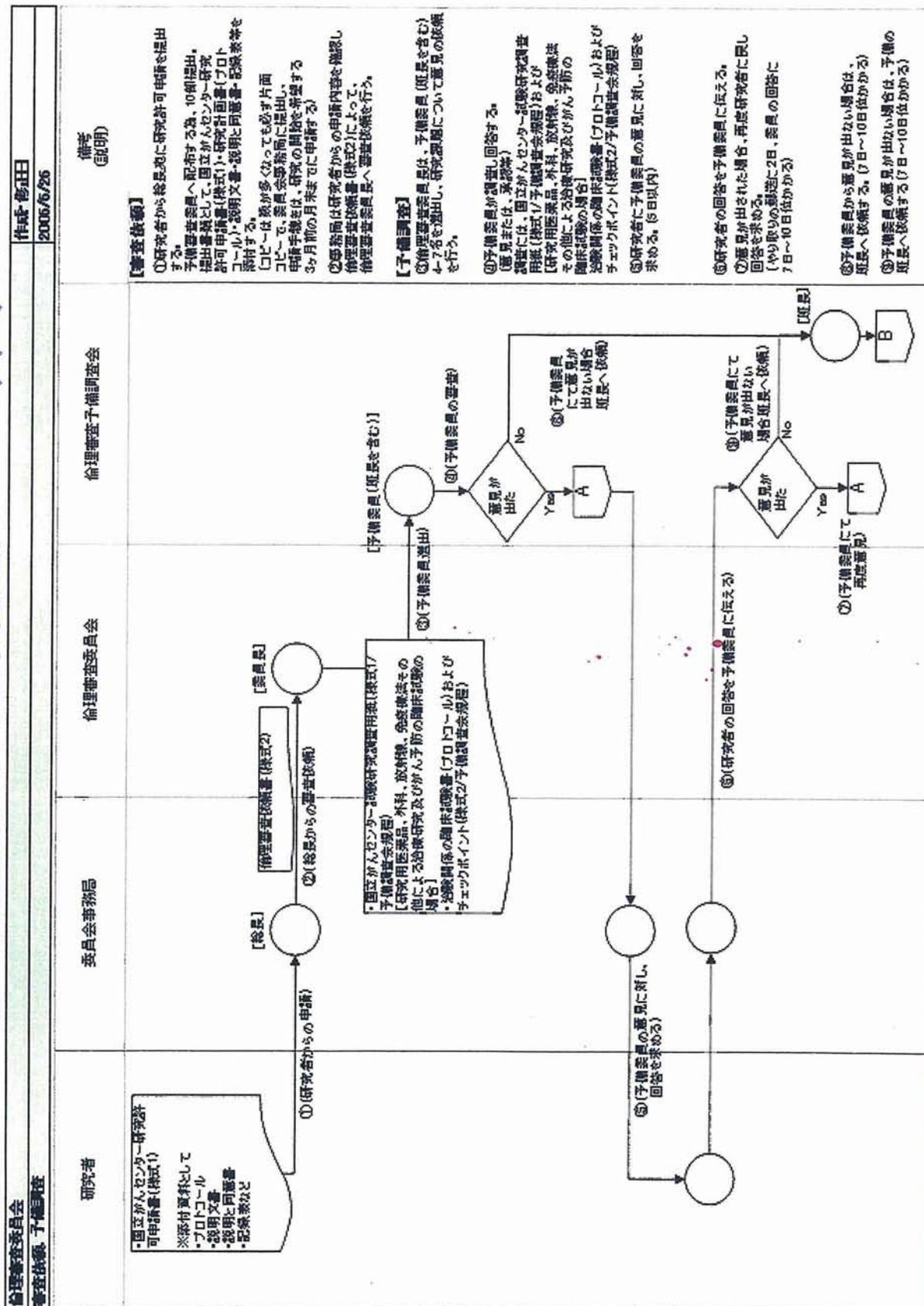
医師主導治験フロー (12/12)

医師主導治験 治験後の治験案処理		作成/更新日 2006/6/20				
治験責任医師 (治験調整医師)	薬剤師	総務 (企画) 治験事務局	受託研究子審査委員会	受託研究子調査会	サーパー	備考 (説明)
<p>①(治験後の治験案処理)</p>						<p>【治験後の治験案処理】</p> <p>①SOP (標準業務手順書) に従って、 使用した治験案にて不届となったものは、 責任を持って、院内で廃棄する。</p>

倫理審査委員会

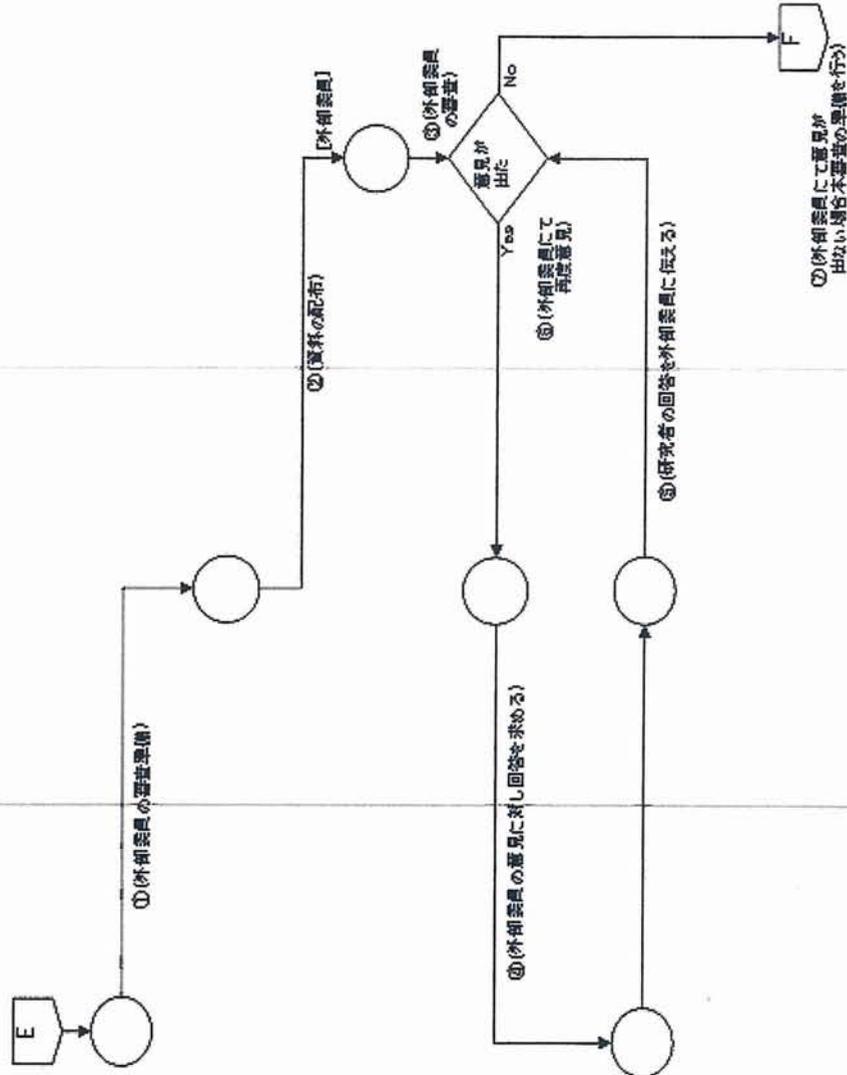
- 審査依頼
- 予備調査
- 外部委員審査
- 本審査結果通知
- 審査了
- 最終報告

倫理審査委員会(通常審査)フロー (1/5)



倫理審査委員会(通常審査)フロー (3/5)

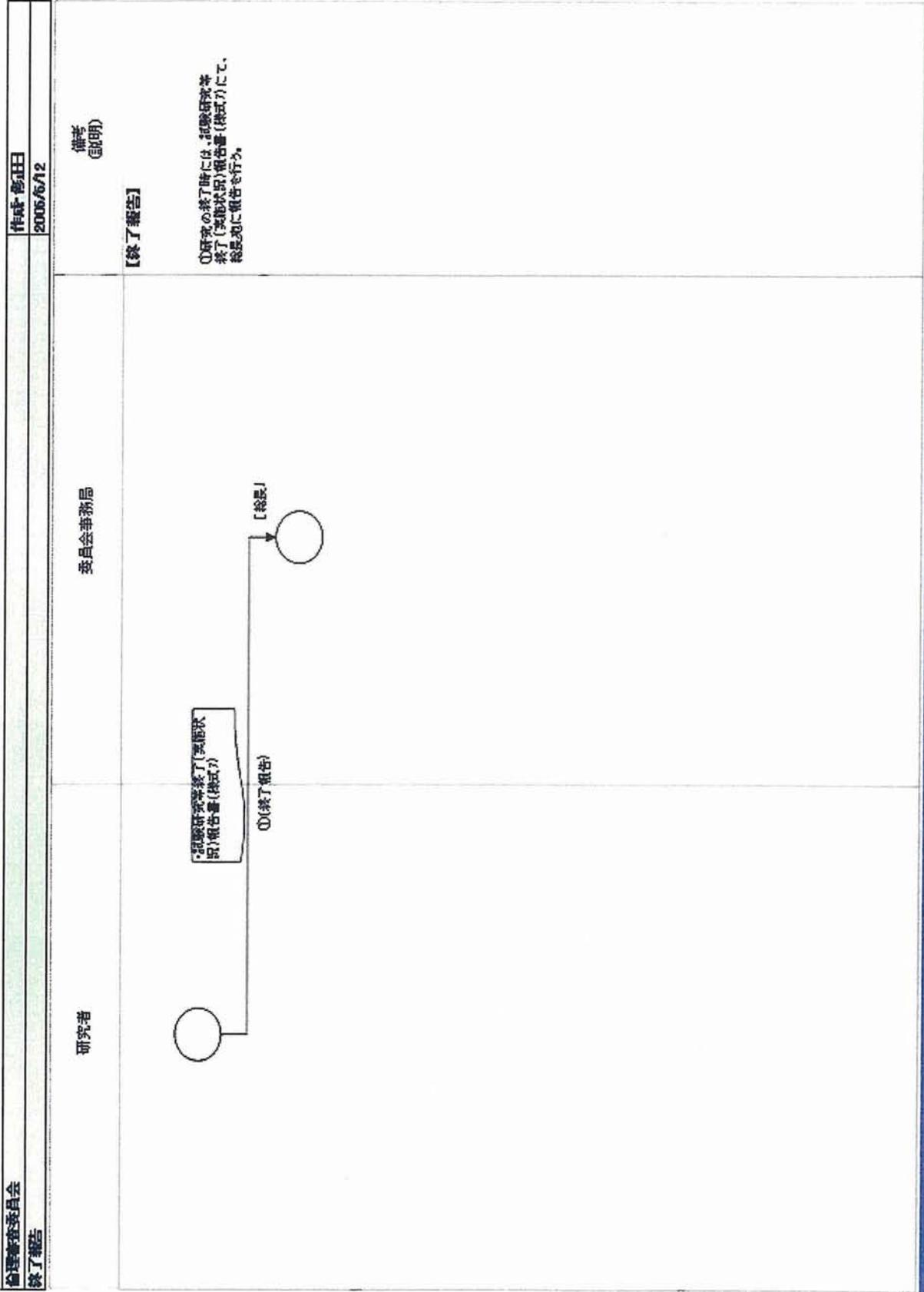
<p>倫理審査委員会 外部委員審査</p>	<p>作成: 杉田 2005/6/12</p>	<p>研究者</p> <p>委員会事務局</p> <p>倫理審査委員会</p> <p>備考 (説明)</p> <p>【外部委員審査】</p> <p>①班長または、班長の承認を得た後は、研究者より研究課題のコピー(枚数が多くなくても、片面コピーで提出)を委員会事務局へ提出する。(提出期限はないが、7日~10日、2週間提出までに時間がわかれば、それだけ外部委員への配布が速くなる。)</p> <p>②研究者から提出があった、研究課題のコピーを外部委員に配布する。(郵送)</p> <p>③外部委員が調査し回答する。(意見または、承認等)</p> <p>④研究者に外部委員の意見を返し、回答を求める。</p> <p>⑤研究者の回答を外部委員に伝える。 ※外部委員からの回答に際し、計画書または阿羅書などを修正した場合は、阿羅書を修正したかわかりやすく修正部分に下線や欄外付などをしして判別しやすくする。 (研究課題のコピーは20刷用意する) また、本審査用には最終的に下線、欄外付などを外して、阿羅書に出しても良い資料を作成し、これも申請書を各20刷提出する。</p> <p>⑥意見が出された場合、再度研究者に返し回答を求める。 (やり取りの回数に2日、委員の回答に7日~10日位かかる)</p> <p>⑦外部委員の回答に意見が出なければ(承認されたもの)、本審査会議の準備をする。</p>
---------------------------	-----------------------------	--



倫理審査委員会(通常審査)フロー (4/5)

倫理審査委員会 本審査 審査結果通知	作成 修田 2005/6/12	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>研究者</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>委員会事務局</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>倫理審査委員会</p> </div> </div> <pre> graph TD A(()) -- "③(総長からの通知)" --> B[研究許可申請に関する] 示・決定通知書(様式4) B --> C(()) C -- "②(総長からの結果通知)" --> D[国立がんセンター倫理審査委員会] 審査結果通知書(様式3) D --> E(()) E -- "①(本審査)" --> F[F] </pre>
備考 (説明)	<p>【本審査】</p> <p>①承認までに出発している資料(外則審査にて承認されたものおよび承認されていないものを含む。また、承認のされていない研究課題については、会議当日に意見を求められる)をもとに、本審査が行われ、承認および不承認等が決定する。研究者および委員会事務局担当者も同席する。</p> <p>【審査結果通知】</p> <p>②倫理審査委員長、総長へ国立がんセンター倫理審査委員会 審査結果通知書(様式3)にて、結果(承認・不承認)を通知する。</p> <p>③総長は、倫理審査委員長の結果報告を確認し、研究者へ研究許可申請に関する指示・決定通知書(様式4)にて結果を通知する。</p>	

倫理審査委員会(通常審査)フロー (5/5)



倫理審査委員会(迅速審査)

- 審査依頼
- 予備調査への報告
- 外部調査結果通知
- 審査終了報告
-

